

科学者委員会（第22期・第16回）議事要旨

- 1 日 時 平成25年3月19日（火）14:00～16:00
- 2 場 所 日本学術会議 第6-B会議室（6階）
- 3 出席者 武市正人委員長、辻村みよ子副委員長、荒川泰彦幹事
（第二部）佐藤学委員、松沢哲郎委員
（第三部）北里洋委員
- 4 配付資料
資料1 第5回議事要旨（案）
資料2 協力学術研究団体の指定の審査事務にあたって、団体規程等に指定要件として規定されている「研究者」の範囲について
資料3 新公益法人法への対応及び学協会の機能強化のための学術団体調査結果について
資料4 「学術大型研究計画」の公募について
資料5 学術誌問題検討分科会関係資料
参考1-1 総務省統計局「科学技術研究調査」調査要領
参考1-2 科学技術研究調査における大学の場合の「研究者」の定義について
参考2 日本学術会議協力学術研究団体指定申請に関する科学者委員会の意見

参考資料集

科学者委員会議事要旨（第21期33回から第22期3回まで）
日本学術会議会則（抄）
日本学術会議協力学術研究団体規程
日本学術会議協力学術研究団体の指定に係る必要な要件及び手続
郵便事業株式会社による学術刊行物の指定に対する審査協力について

5 議 題

- (1) 「日本学術会議協力学術研究団体規程」及び、「日本学術会議協力学術研究団体の指定に係る必要な要件及び手続」における「研究者」の定義について

以下の確認・修正が行われ、協力学術研究団体の指定に当たっての研究者要件については、修正の上、決定したこととするが、事務局を通じて本日の欠席者に意見照会を行い、異論があった場合には、メールで議論することとなった。

また、現在残っている指定の審査について、見解の対立を見ないことが明らかなものについては、審査手続きを進めることとなった。

- ・ 「(1)大学、高等専門学校、大学共同利用機関等において研究に従事する者」
「(2)国立試験研究機関、特殊法人、及び独立行政法人等において研究に従事する者」、「(3)地方公共団体の試験研究機関等において研究に従事する者」につい

ては原案のとおり。

- ・ 「(4) 公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人等において専ら研究に従事する者」、「(5) 民間企業において専ら研究に従事する者」、「(6) その他、高度の専門性を有し、職務として専ら研究に従事する者」の「専ら」については削除する。
- ・ 上記(6)については、退職した研究者や非常勤の研究者など(1)～(5)に該当しない事案でも読み込める規定であるが、具体的な適用に当たっては委員会で議論することを確認した。

(2) 報告「新公益法人への対応及び学協会の機能強化のための学術団体調査結果について」

学協会の機能強化方策検討等分科会委員より報告があった。

かなりの数の学協会が任意団体のまま法施行を迎える見込みであり、本年12月1日以降、任意団体については、税務査察の対象となるなど環境が変化する可能性があるが、このことをほとんどの学協会が知らないと考えられるので、任意団体のまま残る学協会に対して分科会長名で文書を出すなど、何らかの働きかけをしてもらうこととなった。

(3) 報告「学術大型研究計画の公募について」

学術の大型研究計画検討分科会委員より報告があり、利益相反の問題が生じないように審議を進めてもらうこととなった。

(4) 報告「科研費成果公開促進の改訂に関する学協会の意識調査」(記録)

学術誌問題検討分科会委員より報告があった。

以上